

9 第三者評価結果に対する福祉サービス事業者のコメント（別添4）

第三者評価結果に対する福祉サービス事業者のコメント

（令和 元 年 1 2 月 2 3 日記載）

当法人の取り組みとして、過去3年間自己評価に取り組んでまいりました。これまでは自己評価に対し手さぐり状態ではありましたが、状況を分析し自分たちなりの改善に努め保育運営をしてきました。この度初めての第三者評価受審にあたり、客観的評価はどのようなものになるのか…と、当初は一抹の不安がありました。しかしながら調査開始から、調査員さんの丁寧で厚意的なご発言や立ち居振る舞いに励まされ、安心して評価を受けることができました。誠にありがとうございました。

たくさんの評価項目毎に調査をすすめていく中で、事業所としてあるべき姿、現状の不十分な状況を再確認し、改善すべき点などの気付きに役立ちました。しかし、設問の着眼点について「こことここは、このような観点から評価できます」など、思いのほか高い評価をして頂くことが多かったです。実際の保育場面での子どもたちの様子や現場の保育士の声にも、真摯に耳を傾け温かいまなざしで見守って頂き、現場の保育士も日々の保育の自信に繋がったと思います。

今回の評価を受け、課題となる項目が明確となりました。子どもたちの健やかな成長をバックアップするための環境整備はいかにあるべきか、主体性を育むためにどのような仕掛けを用意していくか、保育士はどのような姿勢で子どもたちと向かい合う事が望ましいか、地域密着の保育園とはどのような連携を目指せば良いか、健全な適正運営を展開していくために各種マニュアルの見直し・更新、不足の部分に対しては作成の方向で着手していきたいと考えております。

保護者のみな様にもお忙しい中、アンケートへのご協力を頂きました。保護者と保育園がより友好的なコミュニケーションを確立して、未来を担う子どもたちが安心してのびのび育つ為の、協働関係の強化に努めていきたいと考えます。

この度は様々なご教示をいただき、有意義な機会を得られましたことに、感謝いたします。ありがとうございました。

- * 公表の同意をした場合は、評価機関に、電磁的に作成し電磁的に保存した媒体及び当該媒体を出力した書面（署名及び押印をすること。）を提出すること。
- * 評価機関は、福祉サービス事業者から提出のあった当該書面を県へ提出すること。

上田明照会

甘露保育園 園長 神原 久美子 印